

報奨金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。)が推進する選手強化の一環として、国際大会で活躍した競技者に対して報奨金を支給することにより、本協会の競技力向上に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給の対象者は、本協会に登録した競技者とする。

(支給対象大会)

第3条 支給の対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) 世界選手権大会 (シニア)

(支給基準)

第4条 支給基準は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
 - ① 1位
 - ② 2位
 - ③ 3位
- (2) 世界選手権大会
 - ① 1位
 - ② 2位
 - ③ 3位

(支給額)

第5条 支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給対象者の範囲)

第6条 支給対象者の選考は、本協会制定の「表彰規程」第2条を適用する。

(支給方法)

第7条 支給方法は、年度末に実施する本協会の表彰式の席上で支給する。ただし、オリンピック競技大会の報告会等が実施された場合は、その席で支給する。

(支給の取消)

第8条 支給対象者が支給を受ける者として相応しくない行為があった場合は、支給を取り消すことがある。

(細則)

第9条 この規程に定めがない事項については、本協会理事会で定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

別 表 (第5条関係)

支給額

(1) オリンピック競技大会

支給対象順位	支給額 (円)
1 位	3,000,000
2 位	2,000,000
3 位	1,000,000

(2) 世界選手権大会

支給対象順位	支給額 (円)
1 位	800,000
2 位	400,000
3 位	200,000

附 則

この規程は、令和3年7月15日から施行する。